

資料 3－1

指定難病の対象となる疾病のうち告示病名以外の疾病名の明示化について

○平成 29 年 1 月の厚生科学審議会疾病対策部会において、「疾患群として指定されている疾病等の場合、様々な疾病が含まれるため、どの疾病が指定難病の対象となる疾病であるかが分かりづらい」との指摘があった。

○そこで、以下の手順に沿って、「指定難病の対象となる疾病のうち告示病名以外の疾病名一覧（案）」を作成し、明示することとしてはどうか。

1. 指定難病について、「指定難病に係る診断基準及び重症度分類等について」（平成 26 年 11 月 12 日付健康局長通知）の各個票から、告示病名以外の疾病名（病型、類縁疾病、別名等を含む）を列記。
2. 同一告示番号内では、支給認定に係る基準における記載順に列記。
3. 医学的に指定難病の対象となる疾病であると考えられている疾病名等であっても、同通知に記載のない疾病名については、今後研究班および関係学会に意見を聴取した上で、追加をするかどうか検討することとする。